

浜中町職員に係る懲戒処分の公表指針

1 趣旨

職員の人事管理の透明性を高め、町政への町民の信頼を確保するとともに、不祥事の防止に資するため、浜中町が行う懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく処分をいう。以下同じ。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分
- (3) その他社会的影響等を勘案して公表する必要があると認める処分

3 公表内容

公表する内容は次に掲げる事項とする。ただし、被処分者その他関係者の個人情報が見識別されないよう、その公表内容について配慮するものとする。

- (1) 処分年月日
- (2) 所属、役職等の被処分者の属性に関する事項
- (3) 処分内容
- (4) 事案の概要

4 公表の例外

懲戒処分の事案に係る被害者その他の関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合その他公表することが適当でないと認める場合は、上記3に定める公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

5 公表時期

公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行うものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することができる。

6 公表方法

公表は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

7 施行期日

この指針は、令和4年4月1日から施行する。